

# 実務 解説

綜合ユニコム【相続・事業承継セミナー】のご案内

今年1月からの段階的施行に続き、7月から多くの規定も施行。  
改正法の解説から、施行に伴って問題となりそうな点まで、  
実務に大きな影響を与える相続法制を実務家に向けて解説！

# 民法(相続法)改正 に関する実務上の留意点解説

江口正夫氏 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士

## ご案内

2018年7月に、約40年ぶりに相続法制を見直す「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」と、法務局にて遺言書を保管するサービス等を行なえるようにする「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立。これに伴い、今年1月に自筆証書遺言の方式が緩和され、7月には相続預貯金の仮払い制度・遺留分制度の見直し・特別寄与者等の規定が施行されます。さらに2020年4月から配偶者居住権が新設され、同年7月には遺言書保管法が施行されるなど、今後の相続コンサルティング業務に及ぼす影響は甚大です。

本セミナーは、相続法制の第一線でさまざまな案件に対処してきた江口正夫弁護士をお招きし、近年の遺産相続をめぐる問題点などを考慮した、配偶者の居住権・遺産分割・遺言・遺留分・相続の効力・相続人以外の者の貢献を考慮するための方策など、相続法制度の見直しや新設される制度の概要を整理したうえで、現場で気を付けるべき法的留意点について解説いたします。

相続・資産管理などに関連する業務を行なう士業・コンサルタントの方々はもちろん、不動産業や金融機関の皆様のご参加をお勧めいたします。

開催日時 2019年7月22日(月) 13:00~17:00

会場 東京ガーデンパレス

東京都文京区湯島1-7-5 TEL.03-3813-6211代  
※詳しい会場案内図は参加証にてお知らせいたします。

参加費 45,360円(1名様につき)

(消費税及び地方消費税3,360円を含む)

●同一申込書にて2名様以上参加の場合、

41,040円(1名様につき)

(消費税及び地方消費税3,040円を含む)

※テキスト・コーヒーディッシュを含む。

主催 総合ユニコム株式会社

東京都中央区京橋2-10-2 め利彦ビル南館6階  
TEL.03-3563-0025代 FAX.03-3564-2560

ダイレクトメールの送付先変更・中止をご希望者は、お手数ですが、封筒ラベルにご要件を記入の上、弊社企画事業部(FAX.03-3564-2560)迄ご連絡ください。

※弊社ホームページからも、本セミナーはお申込みいただけます!  
<https://www.sogo-unicorn.co.jp>

お申込み先 ▶ FAXフリーダイヤル 0120-05-2560

※FAXフリーダイヤル不通時はFAX.03-3564-2560迄おかけ直してください。

お問合せ先 ▶ 総合ユニコム(株)企画事業部 TEL.03-3563-0099(直通)

### ●お申込み方法

・左記「参加申込書」にご記入後、上記FAXにてお申込みください。参加者宛に「参加証/請求書/銀行振込用紙」をご郵送いたします。「参加証」は当日ご持参いただき、会場受付に「お名刺1枚」と共にお渡し願います。

・開催直前や当日のお申込みもお受けいたします。その場合は、FAXにて「参加証」をご送付いたしますので、必ずFAX番号の明記をお願いいたします。なお、お支払方法につきましては、別途ご連絡させていただきます。

### ●参加費のお支払について

・参加費は「請求書」到着後、原則として開催3営業日前迄にお振込み願います。  
・お振込みが開催後日になる場合は、左記「振込予定日」欄にご記入ください。  
・お振込手数料は貴社にてご負担願います。  
・当日現金でのお支払いも可能です。「当日現金支払い希望」欄に印を記入願います。

### ●お申込者が参加できない場合について

・代理者にて出席いただけます。既送の「参加証」と「代理者のお名刺1枚」をご持参のうえ、当日会場受付までご来場ください。

### ●キャンセルについて

・開催3営業日前(土日祝日、年末年始を除く)迄に、弊社宛に「会社名/氏名/電話番号/返済銀行口座(振込済みの場合)」を明記の上、FAX.03-3564-2560宛に必ずご連絡ください。  
・返金手数料として2,000円(1件毎)を申し受けます。なお、開催2営業日前以降のキャンセルにつきましては、全額をキャンセル料として申し受けます。その際には当日配布資料を参加者宛にご送付いたします。

### ●その他ご連絡事項

・お座席は受付順を基本に当方に指定させていただきます。  
・会場内は禁煙です。講演中の録音・録画・PC・携帯電話等の使用はお断りいたします。  
・ご記入いただいた個人情報は、弊社商品案内ならびにセミナーの適切な運営、参加者間の交流促進のために利用させていただきます。  
・主催者や講師等の諸般の事情により、講師変更や開催を中止する場合がございます。その際には弊社より参加者にご連絡させていただきます。なお、その際の交通費の払い戻しやキャンセル料の負担はいたしかねますので、予めご了承ください。

## 参加申込書

### 民法(相続法)改正に関する実務上の留意点解説

●会社名(フリガナ)

●貴社業種

●振込予定日(      月      日)

●当日現金支払い希望…□

●ご担当者名(      )

●所在地(〒      )

TEL. (      ) FAX. (      )

●出席者名①(フリガナ)

●所属部署・役職名

●E-MAIL

●出席者名②(フリガナ)

●所属部署・役職名

●E-MAIL

## セミナープログラム

13:00～17:00 ※15時前後に15分間のコーヒーブレイクを挟みます。

## 講師プロフィール



### I. 配偶者の居住権を保護するための方策

- 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策
- 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策
- 配偶者居住権の評価
- 配偶者居住権を活用する際の留意点

### II. 遺産分割に関する見直し等

- 配偶者保護のための方策  
～婚姻期間20年以上の持戻し免除の意思表示の推定規定
- 相続した預貯金の仮払い制度等の創設・要件明確化
- 遺産の一部分割審判の要件
- 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲

### III. 相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し

- 相続による権利の承継に関する規律の見直し  
～相続させる旨の遺言による財産承継にも対抗要件主義が採用
- 義務の承継に関する規律
- 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等

### IV. 遺言制度に関する見直し

- 自筆証書遺言の方式緩和
- 自筆証書遺言に添付する目録に関する注意点
- 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設

### V. 遺言執行者の権限の明確化等

- 遺言執行者の通知義務の明文化
- 遺贈に関する遺言執行者の権限
- 特定財産承継遺言の対抗要件と遺言執行者の権限
- 特定財産承継遺言における遺言執行者の預貯金の払戻・解約権限等
- 預貯金が遺贈された場合の遺言執行者の預貯金の払戻・解約権限等

### VI. 遺留分制度に関する見直し

- 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し  
～遺留分減殺請求権から、遺留分侵害額請求権へ
- 遺留分の算定方法の見直し
- 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

### VII. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

- 特別寄与者の特別寄与料の請求権

江口 正夫 (えぐち まさお)

海谷・江口・池田法律事務所  
弁護士

東京大学法学部卒業。弁護士(東京弁護士会所属)。最高裁判所司法研修所弁護教官室所付、日本弁護士連合会代議員、東京弁護士会常議員、民事訴訟法改正問題特別委員会副委員長、(旧)建設省委託賃貸業務合理化方策検討委員会委員、(旧)建設省委託賃貸住宅リフォーム促進方策検討委員会作業部会委員、NHK文化センター専任講師、不動産流通促進協議会講師、東京商工会議所講師を歴任。公益財団法人日本賃貸住宅管理協会理事。東京商工会議所経済法規委員。

主著書には、『企業責任の法律実務』、『特殊担保の法律実務』、『債権回収の法律実務』、『大改正借地借家法Q&A』、『都市計画法・建築基準法Q&A』、『決定版・定期借地権』『誰にもわかる借地借家法』、『定期借地権50問50答』、『地主から見た定期借地権付住宅分譲事業』、『現代裁判法体系・不動産売買』(共著)、『民事弁護と裁判実務・動産取引』(共著)、『人生航海術』(共著)、『新借地借家法講座・借地編』(共著)、『定期借家権の実務・建設省標準契約書のポイントと活用法』(共著)、『決定版・定期借家権実践ガイドブック』(共著)、『米国事業用不動産管理業務マニュアル・実例書式集例集』、『マンガでわかる不動産業の個人情報保護法入門』等がある。